

【地質調査B】地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)による登録を受けている者であること。	
【建コンA1】技術士、技術管理者、シビルコンサルティングマネージャのいずれかが所属している者であること。	
【建コンA2】技術士、技術管理者、シビルコンサルティングマネージャのうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。	
【建コンB1】技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。	
【建コンB2で関連部門の設定を行わない場合】和歌山県内に住所又は本店を有する者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。
【建コンB2で関連部門の設定を行う場合。特殊な業務に限る】和歌山県内に住所又は本店を有する者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)、技術管理者(●●部門)、シビルコンサルティングマネージャ(●●を専門技術部門とする者)のうちいずれか合わせて2名以上が所属している者であること。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)、技術管理者(△△部門)、シビルコンサルティングマネージャ(△△を専門技術部門とする者)のいずれかが所属している者であること。
【建コンB2で関連部門の設定を行わない場合】和歌山県内に住所又は本店を有しない者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が2名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。
【建コンB2で関連部門の設定を行う場合。特殊な業務に限る】和歌山県内に住所又は本店を有しない者については右の要件に該当する者であること。	技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が2名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)が〇名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により△△部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。
【建コンCで関連部門の設定を行わない場合】技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が3名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	
【建コンCで関連部門の設定を行う場合】技術士(〇〇部門のうち●●を選択科目とする者)が3名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により●●部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。また、技術士(〇〇部門のうち△△を選択科目とする者)が〇名以上所属している者であること。ただし、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)により△△部門以外の部門の技術管理者となっていないこと。	
【総合A】一級建築士が1名以上所属している者であること。	
【総合B】一級建築士が2名以上所属している者であること。	
【総合C】一級建築士が20名以上所属している者であること。又は、事業協同組合等で一級建築士を50名以上有する者であること。	
【補償B】和歌山県内に住所又は本店を有していない者については右の要件に該当する者であること。	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)第14条により登録を行った〇〇部門の補償業務管理士(以下「補償業務管理士」という。)が1名以上所属する者であること。 当該補償業務管理士は、登録規程に基づき、どの部門の補償業務管理者ともなっていないこと。
【測量B】測量士、測量士補合わせて3名以上が所属している者であること。	
【建コンA1】【測量A】【測量B】〇〇振興局建設部、〇〇振興局建設部、〇〇振興局建設部又は〇〇振興局建設部管内に住所又は本店を有する者であること。	
【建コンA2】【建コンB1】【総合A】【総合B】【設備】【補償A】【地質調査】和歌山県内に住所又は本店を有する者であること。	
【建コンB2】【建コンC】【補償B】【航空】和歌山県内に住所、本店又は和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」の認定基準(平成20年5月12日施行)に基づく認定を受けた支店若しくは営業所等を有する者であること。	
【総合A】【総合B】【総合C】建築士法(昭和25年法律第202号)第26条に基づく建築士事務所の閉鎖期間中でない者であること。	
和歌山県発注業務で入札書を提出した日の3か月前から落札決定の日までに60点未満の業務成績評価結果通知又は業務成績評価結果再通知を受けた者でないこと。また、和歌山県発注業務で入札書を提出した日の6か月前から落札決定の日までに55点未満の業務成績評価結果通知又は業務成績評価結果再通知を受けた者でないこと。なお、業務成績評価結果再通知により上記の条件を満たさなくなった場合はこの限りでない。	
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。	
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。	

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。

同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等(以下「組合等」という。)とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

【建コンA】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の土木関係建設コンサルタント業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で土木関係建設コンサルタント業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【補償A】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同一部門の実績を有する者であること。同一部門とは、□□部門とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で当該部門の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【建コンB】【補償B】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同一部門の実績を有する者であること。同一部門とは、□□部門とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で当該部門の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【総合A】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【総合B】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務(建築総合)の実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【建コンC】【総合C】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の当該業務と同種業務の実績を有する者であること。同種業務とは、〇〇〇〇とする。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する高度技術業務認定審査部会で同種業務の実績を有する者と同等の能力を認定された者は実績を有することを必要としない。

【設備】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡しが完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務(建築設備)の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【測量A】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市の町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の測量一般業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で測量一般業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【測量B】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の測量一般業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で測量一般業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【航空】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市の町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の航空測量業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で航空測量業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【地質調査】〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した国、都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市の町村又は和歌山県建設工事等入札参加条件における施工実績認定基準(平成21年1月22日施行。以下「施工実績認定基準」という。)のウ)若しくはエ)に定める法人発注の地質調査業務の受注実績を有する者であること。なお、実績を有しない者で、和歌山県建設工事等実績認定審査会細則(平成25年4月2日制定)で規定する一般業務認定審査部会で地質調査業務の受注実績を有する者と同等の能力があると認定された者は実績を有することを必要としない。

【航空】航空機を所有している者であること、又は航空機利用の委託契約を行っている者であること。

高度技術業務認定審査部会

【建コンC】次に掲げるいずれかの条件を満たしている場合は高度技術業務認定審査部会に申請することができる。

- ・市町村、民間発注業務で同種業務の実績を有している者
- ・所属する技術士に国、都道府県、政令指定都市又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務で同種業務の実績を有している者

【総合C】次に掲げるいずれかの条件を満たしている場合は高度技術業務認定審査部会に申請することができる。

- ・市町村、民間発注業務で同種業務の実績を有している者
- ・所属する一級建築士に国、都道府県、政令指定都市又は施工実績認定基準のウ)若しくはエ)に定める法人発注の業務で同種業務の実績を有している者

【建コンC】【総合C】申請は同種業務実績同等能力認定申請書を持参することにより行うものとする。

【建コンC】【総合C】同種業務実績同等能力認定申請書は技術資料作成要領に添付している別紙申請様式1及び2により作成するものとする。

【建コンC】【総合C】申請日	〇〇年 月 日() 時から 時まで
【建コンC】【総合C】受付場所	〇〇市〇〇〇〇 〇〇振興局建設部〇〇課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(直通)
【建コンC】【総合C】審査結果通知予定日	〇〇年 月 日()

入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。

技術資料作成要領は、入札情報システムに掲載する。

【システムを使用しない場合】技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

交付期間 〇〇年 月 日()から〇〇年 月 日()までの休日を除く日の午前10時から午後4時まで

交付場所
〇〇市〇〇〇〇〇
〇〇振興局建設部〇〇課
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(直通)

仕様書等は、入札情報システムに掲載する。

【システムを使用しない場合】仕様書等は、下記の閲覧期間及び場所等で閲覧するものとする。

閲覧期間 技術資料作成要領の交付期間に同じ。

閲覧場所 技術資料作成要領の交付場所に同じ。

【電子媒体での配布を行う場合】

仕様書等の電子データによる配布を希望する者は、未使用のCD-R(書き換え可能なCD-RWは不可。)を持参すること。

仕様書等に対する質問及び回答

受付期間 〇〇年 月 日()から〇〇年 月 日()までの〇日間

回答予定日 〇〇年 月 日()

<p>受付方法 建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領(平成20年6月1日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。</p>
<p>受付場所 ○○市○○○ ○○○振興局建設部○○課 電話番号 ○○○-○○○-○○○○(直通) ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○ e-mail ○○○○@pref.wakayama.lg.jp</p>
<p>回答の閲覧方法 入札情報システムに掲載する。</p>
<p>【システムを使用しない場合】上記受付場所に掲示する。</p>
<p>現場説明会は、行わない。</p>

<p>入札等</p>	
<p>開札日時及び場所</p>	<p>開札日時 ○○年 月 日()午後○時から 開札場所 ○○市郡○○○○ ○○○○ ○階○○○号室</p>
<p>入札書等の提出について</p>	
<p>入札参加者は、入札書及び業務費内訳書(以下これらを「入札書等」という。)を封筒に入れ、封筒の表面に、事業年度・業務番号、業務名、業務場所、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、「開札予定日時及び場所」に示した場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。</p>	
<p>入札書等の提出期限は、「開札予定日時及び場所」に示した開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。</p>	
<p>入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。</p>	
<p><封筒の記載例> 事業年度・業務番号 ○○年度○○○第○○○号 業務名 ○○○○○業務 業務場所 ○○市○○町○○地内 商号又は名称 担当者の所属及び氏名 ○○○○ 担当者連絡先 電話番号 ○○○-○○○-○○○○ ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○</p>	
<p>提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。</p>	
<p>一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。</p>	
<p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>	
<p>【再度公告をして行う入札以外】開札日において、実施要領第12条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。</p>	
<p>実施要領第13条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。</p>	

<p>開札等に関する事項</p>	
<p>開札状況の公表予定日</p>	<p>○○年 月 日()</p>
<p>落札予定日</p>	<p>○○年 月 日()</p>
<p>入札結果の公表</p>	<p>落札決定の翌日</p>
<p>公表方法</p>	<p>開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。</p>
<p>公表方法</p>	<p>【システムを使用しない場合】開札状況及び入札結果は、発注機関において閲覧により公表するものとする。</p>

<p>審査に関する事項等</p>	
<p>入札参加資格要件の審査は、実施要領第16条の規定に基づき、提出された技術資料等により行う。</p>	
<p>一度提出された技術資料の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。</p>	

<p>落札者の決定方法</p>	
<p>予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした落札候補者(最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る入札を行った者を除く。)を落札者とする。</p>	

契約に関する事項

落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

留意事項

業務費内訳書の様式については、電子入札システムの「電子入札運用基準・様式・実施要領等」に掲載する。

【契約期間中に消費税率の改正が行われる場合】契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

特記事項

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第16条の規定に基づく技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。

この入札公告における用語の定義

「入札情報システム」とは、和歌山県公共工事等入札情報システム(<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>)をいう。

「電子入札システム」とは、和歌山県公共工事等電子入札システム(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>)をいう。

「休日」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日をいう。

「運用基準」とは、和歌山県公共工事等電子入札運用基準(平成19年6月1日施行)をいう。

「実施要領」とは、建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式)実施要領(平成20年10月15日制定)をいう。

「技術士」とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士の資格を有する者をいう。

「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第3条第1号ロの規定に基づき認定された技術管理者をいう。

「シビルコンサルティングマネージャ」とは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の定款第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格試験の合格者をいう。

「一級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規定に基づく一級建築士をいう。

「二級建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項の規定に基づく一級建築士をいう。

「木造建築士」とは、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第4項の規定に基づく一級建築士をいう。

「測量士」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士をいう。

「測量士補」とは、測量法(昭和24年法律第188号)第49条により登録された測量士補をいう。